

## 第 8 期介護保険施設整備計画

### 1 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービスの概要	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受けることができます。 原則として、要支援 1・2 及び要介護 1・2 の方は利用できません。
整備状況	令和 2 年 10 月 1 日現在 ・施設数 16 施設 ・定員数 1,400 名 ※第 7 期計画に基づき公募選定を行った結果、第 8 期計画期間中に 1 施設（定員 100 名）が開設予定
整備方針	計画期間中は、新規整備は見込みません。

#### (2) 介護老人保健施設

サービスの概要	病状が安定している方に対し、リハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。 要支援 1・2 の方は利用できません。
整備状況	令和 2 年 10 月 1 日現在 ・施設数 8 施設 ・定員数 835 名
整備方針	計画期間中は、新規整備は見込みません。

### (3) 介護療養型医療施設（療養病床）

サービスの概要	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。 要支援1・2の方は利用できません。
整備状況	市内に介護保険適用の療養病床はありません。
整備方針	令和5年度末で廃止となるため、新規整備は認められていません。

### (4) 介護医療院

サービスの概要	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、新しく創設されるものです。 要支援1・2の方は利用できません。
整備状況	市内にサービス提供施設はありません。
整備方針	医療保険適用の療養病床等からの転換希望に対し、随時対応します。

## 2 居宅サービス

### (1) 特定施設入居者生活介護

サービスの概要	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
整備状況	令和2年10月1日現在 ・施設数 12施設 ・定員数 507名 ※第7期計画に基づき公募選定を行った結果、令和3年4月に1施設（定員60名）が開設予定
整備方針	計画期間中は、新規整備は見込みません。

### 3 地域密着型サービス

#### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービスの概要	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。 要支援1・2の方は利用できません。
整備状況	令和2年10月1日現在 ・事業所数 2事業所 ※第7期計画に基づき公募選定を行った結果、令和3年4月に1事業所が開設予定
整備方針	計画期間中は、新規整備は見込まず、既存事業者におけるサービス提供体制の充実や、連携の強化などを促進します。

#### (2) 小規模多機能型居宅介護

サービスの概要	通いサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
整備状況	令和2年10月1日現在 ・事業所数 18事業所 ・登録定員数 491名
整備方針	計画期間中は、新規整備は見込まず、既存事業者におけるサービス提供体制の充実や、連携の強化などを促進します。

#### (3) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

サービスの概要	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスで、医療的なケアを必要とする方が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。 要支援1・2の方は利用できません。
整備状況	令和2年10月1日現在 ・事業所数 1事業所 ・登録定員数 29名 ※第7期計画に基づき公募選定を行った結果、令和2年4月に1事業所が開設し、令和3年4月に1事業所（登録定員29名）が開設予定
整備方針	計画期間中に2事業所、圏域バランスを考慮の上、公募選定により整備を図ります。

#### (4) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

サービスの概要	<p>認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。</p> <p>要支援1の方は利用できません。</p>
整備状況	<p>令和2年10月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 24事業所</li> <li>・定員数 414名</li> </ul>
整備方針	<p>計画期間中に1事業所、圏域バランスを考慮の上、公募選定により整備を図ります。</p>

#### (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

サービスの概要	<p>定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。</p> <p>原則として、要支援1・2及び要介護1・2の方は利用できません。</p>
整備状況	<p>令和2年10月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 7事業所</li> <li>・定員数 203名</li> </ul>
整備方針	<p>計画期間中は、新規整備は見込みません。</p>

#### (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービスの概要	<p>介護保険の指定を受けた入居定員が29名以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。</p> <p>要支援1・2の方は利用できません。</p>
整備状況	<p>市内にサービス提供施設はありません。</p>
整備方針	<p>計画期間中は、新規整備は見込みません。</p>

※ この資料は、第8期介護保険事業計画策定における施設整備の考え方について記載しました。今後、国や県の状況等を踏まえ、施設整備数などを最終的に決定します。